「みやぎの森林づくり運動」実施要領

1 目的

私たちの暮らす宮城県は、豊かな自然環境に恵まれ県土の約6割が森林で構成されている。これらの森林は、県土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材をはじめとする林産物の供給等の多面的機能を有しており、快適で安全安心な県民生活の実現に大きく貢献している。この大切な森林を守り育て、未来に引き継いでいくため、森林の適正な整備・保全の重要性や、多様な主体により森林づくりを行う意義について県民の理解を図っていくことが必要である。

このため、市町村や関係団体、企業、NPO等と広く連携し、森林整備活動に関する情報提供やイベント等の開催などにより、森林づくりに関する意識の高揚を図るとともに、積極的に県民の参加を募り森林整備を進める「みやぎの森林づくり運動」を展開するもの。

2 運動名

「みやぎの森林づくり運動」

3 運動の展開

毎年,植林適期である4月及び5月(春期)並びに9月及び10月(秋期)を「みや ぎの森林づくり月間」と定め、森林づくりに関する様々な取組を集中的に実施する。

期間中、県は様々な森林づくり活動を多くの県民の参加を得て実施するとともに、市町村や関係団体、企業、NPO等における協力の輪を広げていく。

4 具体的な取組

- (1) 県民参加による植樹祭の開催
- (2) 森林づくりを実践する団体・企業等への支援
- (3) 森林づくり表彰の実施
- (4)「企業の森林づくりパネル展」開催による普及PR
- (5) その他、宮城県の森林整備や保全に係る取組

5 その他

県民運動として拡大させるため、4の取組のほか、県内の市町村や関係団体等が行う 森林づくりに係る行事等を取りまとめ、広く県民へ周知するなど運動の浸透を図る。